

遠江病院介護医療院施設の運営規程

第 1 条 医療法人社団大法会が開設し遠江病院介護医療院（以下「施設」という）が実施する介護医療院サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業目的）

第 2 条 入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第 3 条 （1）要介護者がある有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適切な方法により作成された施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うものとする。

（2）入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めるものとする。

（3）地域や家庭との結び付きを重視した運営を行ない、市町村、居宅介護支援事業者他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

（名称及び住所地）

第 4 条 名称及び住所地は次のとおりとする。

- （1）名称 遠江病院 介護医療院
- （2）住所地 浜松市浜名区中瀬 3832 番地の 1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第 5 条 遠江病院介護医療院施設の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	員 数（常勤換算）
管理者	医 師	1人
医師（管理者を含む）		1人以上
薬剤師（兼務）		1人
管理栄養士（兼務）		1人
看護職員		9人以上
介護職員		13人以上

作業療法士		1人
介護支援専門員（兼務）		2人
精神保健福祉士		1人

- (1) 管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師は、入所者の健康状態に注意をすると共に、健康維持のため適切な措置をる。
- (3) 薬剤師は、医師の診断に基づき、調剤及び医薬品の供給・管理を行う。
- (4) 管理栄養士は給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (5) 看護職員は、入所者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (6) 介護職員は、入所者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- (7) 作業療法士は、機能の減衰を予防するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。
- (9) 精神保健福祉士は、入所者に対し必要な相談業務を行う。

(入所定員)

第6条 遠江病院介護医療院の入所定員は、52人（Ⅱ型介護医療院）とする。

(遠江病院介護医療院サービスの内容)

第7条 遠江病院介護医療院施設サービスの内容は次のとおりとする。

長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練並びにその他の必要な医療並びにその他の世話をを行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 施設利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、施設が法定代理受領サービスであるときは、基本単位に地域加算の10.14円を乗じた額の負担割合に応じた額とする。

居住費（1日あたり）

多床室	（4人部屋・2人部屋）	509円
従来型個室		1,668円

食費（1日あたり）

1,731円

※負担限度認定による減額

入所者負担段階		居住費等の負担限度額		食費の負担限度額
		従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金の受給者で、 世帯非課税	490円	0円	300円
第2段階	世帯非課税で、本人の 年金収入＋その他の合計所 得金額の合計が80万円以下	490円	370円	390円
第3段階（1）	世帯非課税で、本人の 年金収入＋その他の合計所 得金額の合計が80万円を超 え120万円以下	1,310円	370円	650円
第3段階（2）	世帯非課税で、本人の 年金収入＋その他の合計所 得金額の合計が120万円超	1,310円	370円	1,360円

個室に係わる費用の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービス

内容及び費用について説明を行い、入所者又はその家族の同意を得る。

その他日用品費に係わる費用の徴収が必要になった場合は、入所者又はその家族に説明し、同意を得たもの限り実費額を徴収する。

（施設利用に当たっての留意事項）

第9条 入所者は次にあげる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) けんか、口論、中傷その他、他の人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) その他管理上必要な指示に従うこと

（非常時災害対策）

第10条

非常時の対応	<p>（火災の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動感知装置による非常ベルの鳴動、自動スプリンクラー消火装置の作動、消防署への非常通報、非常放送のほか自衛消防隊による初期消火、避難誘導、救護活動が行われます <p>（地震の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災の場合に準じて、避難誘導、救護活動が行われます
--------	---

	(その他の災害の場合) ・状況により、適宜判断の上対応します
平常時の防災訓練等	・年2回の防災訓練を実施 ・年1回の夜間想定での防災訓練を実施
防災設備	・スプリンクラー自動消火設備、消火栓、消火器 ・非常通報装置、非常放送設備、熱感知装置、煙感知装置 ・非常階段、救助袋、自動防火扉、自動防火シャッター ・はしご車乗入れ用空地、防火水槽 ・震災備蓄庫（非常食、飲料水、炊飯器具等）
消防計画	・消防署への届出： 令和 4年 4月 1日 ・防火管理者：井口貴之 ・内 容： ・防火管理者の権限及び計画の適用範囲 ・予防管理対策 ・自衛消防活動対策 ・震災対策 ・防災教育及び訓練等

(業務継続計画の作成)

第11条

施設は、感染症や災害が発生した場合においても継続してサービスの提供ができるよう「業務継続計画」の作成、研修等を実施する。

(事故発生時の対応)

第12条

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

施設は、事故発生防止のための安全対策担当者を配置する。

サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合に備え賠償責任保険の損害保険に加入しており、速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止)

第13条

入所者の尊厳の保持・人格尊重が達成されるよう、「虐待の未然防止」「虐待等の早期発見」「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点から虐待の防止に関する措置として、虐待防止のための担当者の配置・指針の整備・従業者への教育を実施する。

(身体拘束等)

第14条

施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。ただし緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急

やむを得ない理由を記録する。その際、担当従業者がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をご家族に説明し、同意を得た上で診療録に記載する。

身体拘束等適正化のための対策を検討するための担当者を配置・指針の整備・従業者への教育を実施する。

(個人情報取扱い)

第15条

施設とその従業者は業務上知り得た利用者又はその家族若しくは身元保証人等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱う。

サービスの提供に係る委員会及び会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、その際は個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システム安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。

(苦情処理)

第16条

入所者は、施設の介護医療院サービスの提供について、いつでも苦情を申立てることができる。入所者は施設に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けない。

苦情相談窓口

担 当 青嶋 ひろ子
電話番号 053-588-1880

相談受付日時

月～土曜日（祝日、年末年始を除く）の8:30～17:00

市町村（浜松市の場合）	担当窓口	浜松市役所健康福祉部介護保険課
	電話番号	053-457-2875
	担当窓口	浜松市浜名区役所長寿保険課
	電話番号	053-585-1122
静岡県国民健康保険団体 連合会	担当窓口	介護保険課（苦情専用）
	電話番号	054-253-5590

付則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付則 この規則は、令和6年1月1日から、施行する。浜松市の区割り変更に伴い住所地変更